

|     |  |
|-----|--|
| 備 考 |  |
|     |  |
|     |  |
|     |  |
|     |  |
|     | 公団社団法人 東京都宅地建物取引業協会<br>研修センター 03(3234)4691   |
|     | <b>注意事項</b><br>1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。<br>2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。<br>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。<br>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。<br>5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 |